かぎたばこ	Ettan, Portion	21.6ｇ	Sweden	900円
かぎたばこ	General Silver, Portion	21.6ｇ	Sweden	900円
かぎたばこ	General, Portion	21.6ｇ	Sweden	900円
かぎたばこ	Grovsnus, Portion	21.6ｇ	Sweden	900円
かぎたばこ	Probe Whisky, Portion	21.6ｇ	Sweden	900円
かぎたばこ	General Extra Sterk, Strong	22.0ｇ	Sweden	1,000円
かぎたばこ	Catch Eucalyptus, White Portion	21.6ｇ	Sweden	900円
かぎたばこ	General, White Portion	21.6ｇ	Sweden	900円
かぎたばこ	Göteborgs Rape No2, White	21.6ｇ	Sweden	900円
かぎたばこ	Göteborgs Rape, White Portion	21.6ｇ	Sweden	900円
かぎたばこ	Grovsnus, White Portion	21.6ｇ	Sweden	900円
かぎたばこ	Röda Lacket, White Portion	21.6ｇ	Sweden	900円
かぎたばこ	Camel White Portion	20.7ｇ	Sweden	900円
かぎたばこ	Thunder Coola Loose	40.0ｇ	デンマーク	720円

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成24年４月20日　　経済産業大臣　枝野　幸男

名　　称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
有限会社高岡互助会	富山県高岡市小馬出町77番地	互第4036号	平成24年３月30日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成24年４月20日　　中部経済産業局長　紀村　英俊

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成24年６月19日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成24年６月19日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名　　称	本店の所在地	営業廃止年月日
有限会社高岡互助会	富山県高岡市小馬出町77番地	平成24年３月30日

記

あて先　〒460―8510　愛知県名古屋市中区三の丸二丁目５番２号
中部経済産業局産業部消費経済課
電話　052―951―2560

様式

申　　出　　書

中部経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

1　債務者の名称及び住所
2　債権額
3　債権発生の原因たる事実

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

解　散　命　令　公　告

経済産業省公告第３号

別表の上欄に掲げる組合は、その所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を別表下欄のとおり公告する。

平成24年４月20日　　四国経済産業局長　加藤　元彦

別表

名称及び主たる事務所の所在地	命　令　の　要　旨
西部商業サービス協同組合 愛媛県松山市祓川二丁目７番24号	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

（教示）　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に経済産業大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときは、この処分があったことを知った日から６箇月以内に国を被告として行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。